特集

象牙取引の扉が開く? ~第 12 回ワシントン条約締約国会議報告~

野生生物保全論研究会にとってのワシントン条約

小原 秀雄 JWCS 会長(会報掲載時)・女子栄養大学名誉教授

JWCS は、なぜワシントン条約 (CITES) の状況を重視して、締約国会議について報告検討を 加えるのか。締約国会議は原則として2年毎に開かれるが、経済社会の動向が年々変化するため であり、それはまた各国の野生生物に対する姿勢を示す上に、結果としては、野生生物の現状を 反映するからでもある。また、CITES は、その成立の当初から NGO の参加や意見を反映させる (現在では急激に減少しているが) 理念を持っていたからである。

経済大国日本では、CITES 関連種の取引量は世界のトップにあるとされ、地球の自然環境は大 きな影響を与えるのに、CITES への関心は余り高くない。日本人は森を食うといわれ、象牙取引 では再開後の唯一の買い手としてその印鑑需要が密猟をあおり、海洋の自然生態系の保全上重要 な種であるクジラを依然として捕鯨し続けることで世界にアッピールしている。自然、特に野生 生物から構成される自然生物界の退行の大きな推進者となっている。持続的利用だとか、科学的 保護管理であるとか、タテマエ上は、途上国の要望に応ずるためとかいうが、経済活動の縮小に は一切応じたくないというのが、本音だからであろう。

NGO の側ではかつてのトラフィック、WWF、IUCN などが、当初厳しい監視と批判を日本に 対して行っていた。調印から批准まで7年を要した上多くの留保をし、違反が次々に見出されて いたからである。現在でもペット取引他管理上の問題など多くの点で CITES に誠実に対応しきっ てはいないが、これらの諸組織は全て持続利用の強調へと変わった。もともと CITES は「適正な」 取引を掲げている。だがその目的には保護も上げられているのだ。日本の NGO で、保護に役立 つ CITES の目的の実現に力を入れているのは、JWCS だけといってもよいのではないだろうか。

ワシントン条約についての「通産省広報」(昭和62年11月16日)には、冒頭に「野生生物 保護のためのワシントン条約は・・・・・」と述べられている。内容説明においても、概要の(1) 目的及び内容という項目で「本条約の目的は自然のかけがえのない一部をなす野生動植物の一定 の種が過度に国際取引に利用されることのないようにこれらの種を保護することにある」とされ ている。ところが最近では CITES の紹介において取引の適正化などについて触れるはするが、条 約の精神である保護について強調するどころか、述べられない例が多い。もちろん、適正化とか 過度の取引という条件がどのように具体化されるかが会議の焦点になること自体は、条約成立当 初から変わらない。しかし1992年のリオ・サミットで改めて "Sustainable"が国際的に提起 され、90年代以降持続的利用が、基本理念になってきたことで、「適正化」は持続的利用を意味 すると理解された。CITES の目的について自然保護の論理や理念を別にした説明がされるように

なった。住民に野生動植物を守る意欲をかきたてるには、市場経済中心の現在、利用のための保 護でなければならないなど。

ところで、1972年の人間環境会議に IUCN より提起された CITES(ワシントン条約の略号) は、1975年に発効した。公害問題に直面していて80年代にやっと批准した日本と、野生生 物の減少と退行からも環境を重視してきた欧米とのズレが目立った。また、高度経済成長に走っ ていた日本では CITES は、その高度化への阻害、妨害ととられもした。野生生物保護が国際的潮 流の一つをなすなどと多くの識者さえ考えなかった。また、今も続いているが、家畜と野生、愛 護と保護との混同とから、動物(特に鳥類哺乳類)の利用全般の禁止と受けとられた。追討ちを かけたのは、捕鯨問題である。日本漁業への圧迫とみなされたのである。地球表面上に占める日 本列島の大きさに比べて、国民経済力による地球上の自然に及ぶ影響の大きさは莫大である。特 に野生動植物産品の消費力による影響はすさまじい。CITES が厳正に実施されることで取引を規 制すれば、原産地の自然と野生生物を保全する働きに役立つ生物多様性条約と相まって、地球上 の野生生物を守る力となる。なん度となく耳にする言説であるが、これが充分に浸透してはいな

いうまでもなく、文字通り適切厳正に施行実行するならば、CITESは、業界と野生動植物が共 存できる条約である。その厳正さを求める JWCS の働きは、日本の行政からも業界からも忌避さ れるべきものではない。野生生物の保全(保全とは保存と利用を含む)は、人間の自然環境の安 全保障に連関するもので、その根拠の科学的合理性は明確である。しかし、NHK をはじめマスコ ミの理解は不十分であり(捕鯨やウミガメなどの報道ぶりで明らかである)、「科学的」と称する 主張には環境科学的、生態学的な視点や理念を欠き、技術が科学を代表し、実は感情的でさえあ る。不幸なことに「捕鯨問題」で、欧米のある種の感情的批判を全体的なものと仕立てて、捕鯨 継続の主張は実に30年間も続いている (捕鯨問題についての JWCS 会報30号などを参照して ほしい)。

「クジラが魚を食べて、魚が減る」という主張は、生態学のわずかの常識さえあれば容易に疑 問が持たれ(往時はクジラがたくさんいて魚も多く、また人間がとってしまうクジラの死体は魚 の餌でもある)、成立し得ないキャンペーンであるはずである。また、増えすぎて植生を荒らすゾ ウなどというものも同じく非科学的主張だ。

これらの事例にこめられているのは、野生生物を経済「資源」とのみとらえ、環境への配慮を 唱えながら、CITES のありかたを資源争奪のナショナリズムの抗争の場としてのみ(そのような 一面もあるが) とらえる政府の立場の問題点である。 もちろん CITES の締約国会議は経済外交の 場でもある。しかしまた環境外交の場でもあるはずである。20年間(筆者の最初の会議参加は 83年)の推移を見ると、日本の印象は相変わらずの利用推進である。そのため先進諸国とその 影響下にある途上国とが持つ自然保護及び野生生物保護の面(時の政権や経済状況で変化しつつ も)が、政府代表の動きに反映されないままできた。日本ではCITESの批准が遅れたためにCITES の厳正実施で、行政や国民に意識をともなって徹底する前に、条約をめぐる条件が変わったとも いえる(日本の国民や世界の野生生物にとって残念なことであった)。しかも近時は不況もあって、 多くの途上国の支配階層が業者と結んで利用推進となったため、日本はそれらの動向のリーダー

シップをとるようになった。いわゆるグローバル化や WTO など、貿易上の諸問題で先進国の足 並みも乱れており、USA の独断専行の影響も予測できない。また生物多様性条約でも「知的所有 権」や遺伝子資源をめぐる問題などで、利用の動きが強化されてきている。日本をめぐる状況は 先に述べたように90年代以降「改善」(?)されている。日本政府代表は、強気な主張をするよ うになり、それまでの行政の「ねばり」が功を奏したとみなしている。いうまでもなく「改善」 は野生生物や自然の側の状況の改善ではない。それは IUCN・SSC の Red List を見れば明らか である。絶滅危惧種が増加している。

ともかくも CITES は、野生生物利用の条約である。しかし、厳格な「適正化」が条件であり、 「適正」の内容が問われねばならない。日本の環境ジャーナリズムなどでもきちんとした条件規 定がなく、野生生物を守ろうとの主張で終わる例が多いが批判して転換させたいものだ。

国際条約では、決議が行われても、それが各締約国によってできるだけ良心的に、実際に守ら れるようにとの配慮があり、決議内容の「あいまいさ」がつきまとっている。それは国家間の利 益の調整からやむを得ない。それだけに国際的時流による変化も著しく、批判的 NGO の働きが 重要である。CITES はまた NGO の発言権、参加が強かった条約であった。「あった」と述べた のは、最近では NGO 排除を締約国会議などで主張(日本も)する傾向が強まってもいるからで ある。

以上のような局面なので、JWCS が CITES について、締約国会議を中心に、他の国の自然環 境 NGO とよりよく協力して内外に働きかけをすることはきわめて重要なのである。

(JWCS 会報 No.32 2003年2月より転載)